

フレックスタイム制の拡充について（案）

女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会

平成27年10月30日

国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（平成26年10月17日 女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。以下「取組指針」という。）により人事院に検討を要請していたフレックスタイム制の拡充については、人事院より国会及び内閣に対する平成27年8月6日付けの職員の勤務時間の改定に関する勧告が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、原則として全ての職員を対象とするフレックスタイム制の拡充について、以下の点に留意し、所要の準備を進めることとする。

- 職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務でき、ひいては、公務能率の一層の向上につながるよう努めること。
- 取組指針に基づき、全ての職員の超過勤務の縮減、働き方の見直しや業務改革を進め、ワークライフバランス推進に向けた取組を一層強化すること。
- 希望する職員には可能な限り適用するよう努め、特に育児や介護を行う職員からの希望については、できる限り希望どおり対応できるようにするなど配慮すること。